

秋田県保育協議会会則

第一章 総 則

(名称、構成)

第1条 本会は秋田県保育協議会(以下、「本会」という。)と称し、秋田県内の認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設と、秋田県保育士会をもって構成する。

(事 務 所)

第2条 本会の事務所は「秋田市旭北栄町1-5 秋田県社会福祉会館8階」におく。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の連絡調整と、児童福祉の増進及び保育事業並びに保育者の資質向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員職員相互の情報交換及び研修に関すること。
- (2) 保育三団体及び関係団体との事業調整、並びに情報交換に関すること。
- (3) 保育事業の調査研究並びに広報活動に関すること。
- (4) 国・県・市町村に対する予算対策に関すること。
- (5) 災害互助制度の運用に関すること。
- (6) その他本会の目的達成のため必要と認めた事項。

(会 員)

第5条 本会の会員の範囲は、次による。

- (1) 認可保育所
- (2) へき地保育所
- (3) 認定こども園(幼保連携型、保育所型に限る)
- (4) 小規模保育事業(但し、会員である保育所又は認定こども園の連携施設である小規模保育事業)

(入 会)

第6条 本会の会則第5条の会員の範囲施設で本会の趣旨に賛同し、入会を希望する場合は、必ず所属する地区の保育協議会にも入会することを前提とする。

- 2 本会に入会する場合は、秋田県保育協議会会員入会申込書に記入し、本会に提出する。
- 3 入会の承認は、本会の正副会長会議をもって決定し、本会の会員とする。

第二章 役員

(役員)

第10条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名(但し、公立部会と保育士会から少なくとも1名が入る。)
- (3) 常任委員 若干名
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

2 必要に応じて副会長から1名を会長代行としておくことができる。

(職務)

第11条 会長は本会を代表し会を総括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
- 3 監事は、本会の事業並びに会計を監査し総会に報告する。

(会長の専決事項)

第12条 会長は、第11条に規定する職務を行うほか、総会に付議する事案に相当する事案で、急を要するため総会および常任委員会に付議すべき時間的余裕がない場合、会長が当該事案を専決することができる。

(会長専決事項の範囲)

第13条 会長の専決事項の範囲は、以下の通りとする。なおいずれの場合においても、本会の運営に重大な影響があるものを除く。

- (1) 事務局長および事務局員の労務管理・福利厚生に関すること。
- (2) 急を要する工事の発注や物品の購入等。ただし金額の上限は100万円までとする。
- (3) 予算上の予備費の支出。
- (4) その他会長がやむを得ない特別な理由があると認めたもの。

(報告義務)

第14条 会長は専決事項を実施した場合、その後に招集される正副会長会議および常任委員会にその内容を報告するものとする。

(任期)

第15条 役員任期は2カ年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(選任)

第 16 条 会長、副会長、監事は協議員会において選任し、総会の承認を得る。

- 2 常任委員は会長が委嘱する。
- 3 顧問は、常任委員会の同意を得て、会長が委嘱する。

第三章 会 議

(総 会)

第 17 条 総会は最高の議決機関であり、各施設の代表者を以て構成する。

- 2 総会は年一回とし、会長がこれを招集する。ただし、重大な事態対応するため臨時に召集することを妨げない。
- 3 総会の定足数は委任状を含めた2分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数とする。
- 4 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 5 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び予算に関する事項。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 会則の改廃に関すること。
 - (4) 役員の承認。
 - (5) 災害互助に関すること。
 - (6) その他会長が必要と認めること。

(議 事 録)

第 18 条 総会の議事については事務局が議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した協議員のうちから議長により指名選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印する。

(常任委員会)

第 19 条 常任委員会は、会長、副会長、事務局長、各部の部長及び会長が委嘱した常任委員で構成し、総会に次ぐ審議機関である。

- 2 常任委員会は、次の事項を審議する。
 - (1) 総会に付議すべきこと。
 - (2) その他本会の運営に必要なこと。

(協 議 員 会)

第 20 条 協議員会は、会長、副会長、地区保育協議会代表及び事務局長で構成する。又、本協議会会長が選出された地区より1名を協議員として出席させることができる。

- 2 協議員会は、常任委員会からの諮問に対し次の事項を審議し、答申する。

- (1) 総会に付議すべきこと。
- (2) その他本会の運営に必要なこと。

(災害互助委員会)

第 21 条 本会は、別に定める「秋田県保育協議会災害互助規程」により、災害互助委員会を組織し、災害互助制度を運用する。

(部)

第 22 条 本会に次の部をおく。

- (1) 総務部
- (2) 研修部
- (3) 研究大会部
- (4) 広報部
- (5) 運営研究部
- (6) 青年部

2 部員は会長が委嘱し、正副部長は部会の互選とする。

3 部会は、会長または部長が召集し、会議は部長が司宰する。

4 青年部の部員は、年齢 45 歳までとする。但し、満 45 歳を超えても当該の任期中は部員とする。

5 部員の任期は 2 カ年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第四章 会 計

(事業及び会計年度)

第 23 条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日で終わる。

なお、必要に応じ特別会計を設けることができる。

(経 費)

第 24 条 本会の事業を行うに必要な経費は、会費、分担金、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(運用基金特別会計の運用)

第 25 条 運用基金特別会計(以下「基金」という)の運用については、常任委員会で審議し、次回の総会で報告するものとする。

2 基金の運用範囲は次のとおりとする。

- (1) 一般会計に不足が生じた場合の補填
- (2) その他会長が必要と認める事項

第五章 事務局

(事務局)

第26条 本会の事務を処理するため、事務局をおく。

2 事務局職員は、局長並びに若干名の事務局員をもって構成する。

(採用)

第27条 事務局職員は、社会福祉事業に理解と熱意のある者の中から選考試験に合格し、別に定める書類を提出した者を会長が採用するものとする。

2 選考試験は、書類選考、面接試験を併せて行う。

3 事務局職員に採用されようとする者は、履歴書、健康診断書、その他会長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(労働条件の明示)

第28条 事務局職員との労働契約の締結に際しては、労働条件を明示した労働条件通知書を交付するものとする。

(給与)

第29条 本会は、事務局職員に給与を支給する。なおここでいう給与とは、給料、超過勤務手当、休日勤務手当、通勤手当、扶養手当、住宅手当、賞与をいう。

(給与計算および支給日)

第30条 事務局職員の給与の支給は毎月20日を基準日とし、前月の基準日の翌日から当月の基準日までの額を当月25日に銀行振込で支払う。

(給与計算)

第31条 事務局職員の給与については、経験年数、学歴、技能、職務態度等を考慮して会長が別に定める。

(昇格及び昇給)

第32条 事務局職員の昇格及び昇給については、別に定める規程に従い会長が決定する。

(賞与)

第33条 賞与については、勤務成績、経験年数等により会長が当該年度の予算の範囲内で運営に支障をきたさない額を6月、12月、3月に支給することができる。

(退職)

第34条 事務局職員が退職を希望する時は、少なくとも1ヶ月前に退職願を会長に届け出なければならない。

(定年および再雇用)

第 35 条 事務局職員の定年は 60 歳とし、定年に達した日以後に迎える 3 月 31 日をもって退職とする。ただし、60 歳の定年後においても、会長が必要と認めた場合は継続雇用をする場合がある。

2 継続雇用については、単年度契約とする。

(解 雇)

第 36 条 会長は事務局職員が次の各号に該当するときは解雇することができるものとする。

- (1) 精神又は身体の障害により職務に耐えないと認めるとき
- (2) 勤務状況が著しく不良で勤務を遂行するに不適切と認められるとき
- (3) 天災地変等やむを得ない事由により今後の事業等の継続が不可能(一部事業の縮小を含む)になったとき
- (4) その職に必要な適格性を欠く場合
- (5) 休職期間終了する前に復職の申し出がない場合
- (6) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があった場合

2 前項の規定により事務局職員を解雇する場合は、少なくとも 30 日前に予告する。

第六章 補 則

(施行補則)

第 37 条 この会則を実施するため必要な事項は別に定める。

附 則

この会則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

この会則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。